

平成30年度 事業計画

本年度の事業実施に当たっては、当協会は設立当初より「適正な飲酒習慣の思想の普及・啓発、未成年者の飲酒の防止やアルコール飲料に関する正しい知識の普及・啓発等」を目的とした事業を展開してきたところであり、平成28年5月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定されたことを踏まえ、当協会主催の講演会をアルコール関連問題啓発週間（11/10～16）に合わせて実施することとする。また、アルコール関連問題のさらなる普及・啓発のため、当協会が発行しているリーフレット等を更に低廉な価格にて頒布するなど、より積極的に事業を展開するものとする。

1. 公益目的事業

(1) 公1 普及・啓発事業

1. 普及・啓発資料の作成・発行事業

アルコール飲料に関する知識及び適正な飲酒習慣に関する思想の普及並びに未成年者の飲酒防止に関する啓発を内容とする機関誌「お酒と健康」、情報誌「NEWS&REPORTS」やリーフレット等を作成・提供する。

2. 自治体・学会・大会等に対する資料情報提供事業

① 都道府県、市区町村、保健所、酒類業団体等に対し、「適正飲酒」及び「未成年者飲酒防止」に関する当協会作成・発行の啓発資料（機関誌、情報誌、リーフレット、ポスター等）を提供する。

② 当協会の活動方針と方向性を一にする内容をもつ学会・大会及び学校などにおけるアルコール健康教育に対し、当協会作成・発行の啓発資料（情報誌、リーフレット、ポスター等）を提供する。

3. インターネットによる情報提供

お酒と健康（飲酒の基礎知識、適正飲酒の10か条、未成年者飲酒防止等）、お酒と文化等の資料をホームページ上に掲載し、広く一般の方々に情報提供をする。

4. 書籍の頒布事業

① 当協会作成・発行の情報誌、リーフレットや書籍等（「お酒と健康ライフ」、ハンドブック「アルコールと健康」等）を低廉な価格で頒布する。

② アルコール関連問題啓発週間（11/10～16）関連のイベントとして、一定期間、上記①の頒布を更に低廉な価格で実施する。

5. 後援事業

当協会の活動方針・目的に沿った内容をもつ学会・大会等のイベントに対し、先方からの要請に応じ、後援団体としての当協会の名義使用を認め、当該イベントを側面からバックアップする。

6. 取材・問合せ等への対応事業

適正飲酒、飲酒運転防止、未成年者飲酒防止等に関する新聞・TV・雑誌等のメディア関係者や自治体、企業、一般消費者等からの取材・問合せ等に対応する。

7. 講演会・セミナー等事業

飲酒と健康に関する講演会をアルコール関連問題啓発週間（11/10～16）に合わせて実施し、適正飲酒・未成年者飲酒防止について、普及・啓発を行う。

8. 助成事業

当協会の活動方針とその方向性を一にする内容をもつ学会・団体及びその学会・団体が実施するイベント等に対し、資金援助を行い、当協会のPR・活動の充実を図る。

(2) 公2 学術事業

1. 世界中の主要な医学雑誌や文献等からお酒と健康に関する情報を収集レビューし、うち重要なものについてその要旨をとりまとめ、ホームページ上の「アルコールと健康に関する最新の医学情報」コーナーで情報提供をする。

（ビール酒造組合からの委託事業）

(3) 公3 広告審査事業

1. 酒類の広告・宣伝に関する消費者等からの苦情・相談への対応を行い、関係者への状況報告をする。（ノンアルコール飲料に関するものを含む）
2. 酒類の広告・宣伝に関するテレビ・新聞・雑誌等の業界策定自主基準の遵守状況等についての審査・検討を行い、関係者への状況報告をする。（ノンアルコール飲料に関するものを含む）
3. 上記2の審査結果の概要について、ホームページ上で公開する。

2. 収益事業等

当面、公益目的事業のみを実施する。従って、収益事業等に該当する事業はない。